

佐賀県特用林産物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱

制定：令和8年3月6日付け林業第2795号

(趣旨)

第1条 知事は、燃料価格高騰の影響を受けて経営が悪化している原木しいたけ生産者の負担軽減を図るため、原木しいたけ生産者（以下「補助事業者」という。）の乾しいたけの乾燥に要する燃料及び原木しいたけの生産に用いる種駒の使用量に応じて、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この要綱に基づく補助金の補助事業者は、令和7年度から令和8年度にかけて佐賀県内において原木しいたけ（生しいたけ・乾しいたけ）の生産業を営む者とし、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 次条に定める補助金の対象となる種駒の購入期間内において、しいたけ種駒を1万個以上購入していること。

(2) 次のコスト削減のための作業を一つ以上実施していること。

ア. 立木の自家伐採又は共同伐採による原木調達

イ. 2者以上による植菌、伏込み等の共同作業

ウ. 2者以上によるしいたけ乾燥機の共同利用

2 前項の補助事業者は、自己又は組織の構成員等が次のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の交付の対象経費及び補助金額は、次に定めるところとする。

区分	対象経費	補助金額及び補助内容
燃 油	(1) しいたけ乾燥機に使用する燃油に要する経費 (2) 交付対象となる燃料は、灯油とする。	(1) 補助単価は、燃油購入量1L当たり25円 (2) 令和7年10月1日から令和8年5月31日までの燃料購入量に(1)の補助単価を乗じた額を補助金額とする。
種 駒	(1) 原木しいたけ栽培に購入する種駒に要した経費（対象経費が6千円未満である場合を除く。）	(1) 補助単価は、種駒購入量1個当たり0.6円 (2) 令和7年12月1日から令和8年5月31日までの種駒購入量に(1)の補助単価を乗じた額を補助金額とする。

(交付申請の手続き)

第4条 規則第3条第1項及び第12条第1項に規定する補助金交付申請書及び実績報告書(別記様式第1号)の提出期限は、佐賀県特用林産物価高騰対策支援事業募集要領に定めるとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定及び額の確定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、補助金の交付決定の日から14日以内とする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、精算払で交付するものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、別記様式第2号(精算払)のとおりとする。

(交付申請に関する誓約)

第8条 知事は、補助事業者に対し当該事業の交付申請に当たって、次の事項を誓約させるものとする。

(1) 本事業に関する報告や立入調査を県から求められた場合には応じること。

(2) 申請書等の交付関係の書類やその他関係書類を、申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、県からの求めがあった場合には、提出すること。

(3) 申請書、その他の提出書類において虚偽の内容を申請したことが判明した場合には、補助金を返還すること、又は支給されないことに異存がないこと。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が、誓約事項を遵守しないことが確認された場合には、原則として、交付された補助金の全部又は一部について返還を求めるものとする。

2 知事は、購入量の虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助事業者から補助金の全部または一部の返還を求めるものとする。

(返還の手続き)

第10条 知事は、補助事業者が補助金を返還する必要がある場合には、当該補助事業者に速やかに通知し、補助金の返還を求めるものとする。

2 知事は、前項により返還を求める場合には、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 本事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しないものとする。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めるとおりとする。

附 則 この要綱は、令和8年3月6日から施行する。